

○● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（8月9日第782号）

1. 令和5年度の京都府における消費生活相談の概要を取りまとめました
～京都府消費生活安全センターからのお知らせ～
2. 回転させる玩具を使用中に、破片が飛び目を負傷した事故が発生
－当該品をお持ちの方は、使用を中止してください－
3. 子どものボタン電池の誤飲事故に気をつけましょう！
－電池の放電によるアルカリで消化管が損傷します－
4. 国民生活センターと日本通信販売協会の名称を悪用する〇〇ペイ返金詐欺業者にご注意ください
～2,3,4 国民生活センターからのお知らせ～
5. 京都府警察特殊詐欺対策X（旧：Twitter）フォローをお願いします。
～京都府警察本部特殊詐欺対策室からのお知らせ～

-
1. 令和5年度の京都府における消費生活相談の概要を取りまとめました
～京都府消費生活安全センターからのお知らせ～
☆SNSをきっかけとしたトラブルに御注意☆

この度、令和5年度の京都府内の消費生活相談窓口における相談の概要を取りまとめました。市町村等を含めた京都府内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は20,047件となっています。（前年度比94.4%、令和4年度21,245件）

SNSをきっかけとしたトラブルの相談が増加しており、令和元年度の3倍以上となりました。また、お試しの定期購入の相談が引き続き最も多くなっています。

<https://www.pref.kyoto.jp/shohi/news/soudangaiyou2023.html>



2. 回転させる玩具を使用中に、破片が飛び目を負傷した事故が発生
－当該品をお持ちの方は、使用を中止してください－
～国民生活センターからのお知らせ～

<事例>

「回転させて遊ぶ玩具（商品名：フラッシュぶんぶんゴマ）のプラスチック部品が破損し、破片で目を負傷した。

当該品は、円形の回転体に通した紐の両端（リング）をタイミング良く引いたり緩めたりすることで回転させて遊ぶ玩具で、飲食店でおまけとしてもらった当該品を被害者の20代男性が回転させたところ、数秒で破損し、破片が目当たり負傷したとのことでした。

<消費者へのアドバイス>

当該品は、何らかの原因で亀裂や割れなどの損傷が生じていると、使用した際の遠心力によって破断に至り、破片が高速で飛散する可能性があります。子どもが使用する商品であること、回転中に破断し、破片が目当たるなどして重篤なけがを負う危険性があることから、当該品をお持ちの方は使用を中止してください。

<問い合わせ先>

販売元：株式会社三洋堂（法人番号 6180001087872）

〒482-0005 愛知県岩倉市下本町天神塚 155 番地

電話番号：0120-041-400

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝を含む）

株式会社三洋堂 HP

https://sanyodo.ne.jp/caution_sy3786/



3. 子どものボタン電池の誤飲事故に気をつけましょう！

ー電池の放電によるアルカリで消化管が損傷しますー

～国民生活センターからのお知らせ～

コイン形リチウム電池やボタン形アルカリ電池などを誤飲した場合、電池の放電により作り出されたアルカリによって、食道や胃などの消化管を損傷（化学やけど）する危険性があり、過去には死亡事故も発生しています。

<消費者へのアドバイス>

誤飲事故を未然に防ぐ

- ・ボタン電池は子どもの手の届かないところに置きましょう。
- ・ボタン電池使用機器の状態にも気を配りましょう。
- ・玩具は「ST マーク」付きの商品を選びましょう。
- ・子どもが訪問する先でもボタン電池等の管理をしっかりしましょう。

誤飲事故が発生したら

- ・誤飲したところを発見しても急に大きな声をかけないようにしましょう。
- ・口の中のものは速やかに取り除き、飲み込んだものは無理に吐かせないようにしましょう。
- ・ボタン電池の誤飲が疑われる場合は速やかに医療機関を受診しましょう。

できれば誤飲した電池（同じ電池、パッケージ、使用されていた機器など）が分かるものを持参してください。

<詳細>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240731_4.html

<啓発資料>

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240731_4_lf.pdf

4. 国民生活センターと日本通信販売協会の名称を悪用する〇〇ペイ返金詐欺業者にご注意ください ～国民生活センターからのお知らせ～

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭を騙し取る手口に関する相談が増加しています。この手口の中で、国民生活センターと公益社団法人日本通信販売協会（略称＝JADMA）の名称を悪用しているケースを確認しました。

<返金詐欺の手口>

1. ネットショッピングで商品を購入・決済後、「欠品のため返金する」という案内が届く。
2. LINE で返金手続き方法を案内される。
（このやりとりの中で国民生活センター及び JADMA の名称が悪用されている）
3. 相手の指示どおりに操作する。
4. 返金されるはずが相手方に送金してしまう。

<消費者へのアドバイス>

国民生活センター及び JADMA が特定の事業者の取引に協力することはあり得ません。

「〇〇ペイで返金する」と言われたら詐欺を疑ってください！LINE でのやり取りを持ちかけられてもそちらに移動しないでください！

<詳細>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240731_3.html



5. 京都府警察特殊詐欺対策 X（旧：Twitter）フォローをお願いします。

～京都府警察本部特殊詐欺対策室からのお知らせ～

リンクのお知らせをご覧ください、ぜひフォローをお願いします。

<詳細>

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/659078>

<発信情報>

特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺に関する被害情勢、多発・最新の手口等に関する情報、有効な被害防止に役立つ情報、防犯イベント情報 など

<連絡先> 京都府警察本部 特殊詐欺対策室 075-451-9111

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====